

第16号議案

芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年2月16日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係条文を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年芦屋市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 <u>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>個人情報</u> 番号法第2条第3項に規定する個人情報をいう。</p> <p>(2) <u>個人番号</u> 番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。</p> <p>(3) <u>特定個人情報</u> 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(4) <u>特定個人情報ファイル</u> 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 <u>この条例における用語の意義は、番号法において使用する用語の例による。</u></p>

改正後			改正前																																
<p>(5) <u>個人番号利用事務実施者</u> 番号法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(6) <u>情報提供ネットワークシステム</u> 番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(7) <u>特定個人番号利用事務</u> 番号法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</p> <p>(8) <u>利用特定個人情報</u> 番号法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 市長又は芦屋市教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができるときは、この限りでない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表第2 (第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長～ 4 市長</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">5 市長</td> <td rowspan="4">芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による乳幼児等及びこどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>障がい者関係情報であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			機関	事務	特定個人情報	1 市長～ 4 市長	(略)	(略)	5 市長	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による乳幼児等及びこどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	(略)	(略)	障がい者関係情報であって規則で定めるもの			(略)	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 市長又は芦屋市教育委員会は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができるときは、この限りでない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表第2 (第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長～ 4 市長</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">5 市長</td> <td rowspan="4">芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による乳幼児等及びこどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>障害者関係情報であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			機関	事務	特定個人情報	1 市長～ 4 市長	(略)	(略)	5 市長	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による乳幼児等及びこどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	(略)	(略)	障害者関係情報であって規則で定めるもの			(略)
機関	事務	特定個人情報																																	
1 市長～ 4 市長	(略)	(略)																																	
5 市長	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による乳幼児等及びこどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)																																	
		(略)																																	
		(略)																																	
		障がい者関係情報であって規則で定めるもの																																	
		(略)																																	
機関	事務	特定個人情報																																	
1 市長～ 4 市長	(略)	(略)																																	
5 市長	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による乳幼児等及びこどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)																																	
		(略)																																	
		(略)																																	
		障害者関係情報であって規則で定めるもの																																	
		(略)																																	

改正後			改正前		
		(略)			(略)
		(略)			(略)
6 市長	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による高齢期移行者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	6 市長	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による高齢期移行者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		(略)			(略)
		(略)			(略)
		障がい者関係情報であって規則で定めるもの			障害者関係情報であって規則で定めるもの
		(略)			(略)
		(略)			(略)
		(略)			(略)
7 市長	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による障がい者及び高齢障がい者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	7 市長	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による障害者及び高齢障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		(略)			(略)
		(略)			(略)
		障がい者関係情報であって規則で定めるもの			障害者関係情報であって規則で定めるもの
		(略)			(略)
		(略)			(略)
		医療費助成関係情報であって規則で定めるもの(ただし障がい者及び高齢障がい者に関するものを除く。)			医療費助成関係情報であって規則で定めるもの(ただし障害者及び高齢障害者に関するものを除く。)
8 市長	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による母子家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	8 市長	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による母子家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		(略)			(略)
		(略)			(略)
		障がい者関係情報であって規則で定めるもの			障害者関係情報であって規則で定めるもの
		(略)			(略)

改正後			改正前		
		(略)			(略)
		(略)			(略)
9	市長	(略)	9	市長	(略)

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条各号列記以外に定める部分の規定により政令で定める日から施行する。

参 照 1

芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係条文を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の削除に伴い、個人番号の利用範囲を定めた規定の文言を次のとおり改める。

(第3条関係)

改正案	現 行
市長又は芦屋市教育委員会は、 <u>特定個人番号利用事務</u> を処理するために必要な限度で <u>利用特定個人情報</u> であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から <u>当該利用特定個人情報</u> の提供を受けるときは、この限りではない。	市長又は芦屋市教育委員会は、 <u>番号法別表第2の第2欄に掲げる事務</u> を処理するために必要な限度で <u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u> であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から <u>当該特定個人情報</u> の提供を受けるときは、この限りでない。

- (2) 用語の定義の明確化 (第2条関係)

- (3) その他規定の整理

3 施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条各号列記以外に定める部分の規定により政令で定める日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律抜粋
(.....部分は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日に施行)

(定義)

第2条 (第1項及び第2項省略)

- 3 この法律において「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- 4 この法律において「個人情報ファイル」とは、個人情報保護法第60条第2項に規定する個人情報ファイルであって行政機関等(個人情報保護法第2条第11項に規定する行政機関等をいう。以下この項及び第5章第2節において同じ。)が保有するもの又は個人情報保護法第16条第1項に規定する個人情報データベース等であって行政機関等以外の者が保有するものをいう。
- 5 この法律において「個人番号」とは、第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コード(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。)を変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

(第6項及び第7項省略)

- 8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。第7条第1項及び第2項、第8条並びに第48条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除き、以下同じ。)をその内容に含む個人情報をいう。
- 9 この法律において「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
- 10 この法律において「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が第9条第1項から第3項までの規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

(第11項省略)

12 この法律において「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

(第13項省略)

14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))及び地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)並びに第19条第8号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。第7章を除き、以下同じ。)の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第19条第8号又は第9号の規定による利用特定個人情報の提供を管理するために、第21条第1項の規定に基づき内閣総理大臣が設置し、及び管理するものをいう。

(第15項省略)

(特定個人情報の提供の制限)

第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

(第1号から第7号まで省略)

(8) 別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者(準法定事務処理者を含む。以下この号において「別表行政機関等」という。)のうち特定個人番号利用事務(同表の当該各項の下欄に掲げる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)を処理する者として主務省令で定めるもの(法令の規定により特定個人番号利用事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報照会者」という。)が、特定個人番号利用事務を処理するために、政令で定めるところにより、当該特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるもの(以下「利用特定個人情報」という。)を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又

は法務大臣（法令の規定により 当該利用特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、当該利用特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して 当該利用特定個人情報を提供するとき。

（第9号から第17号まで省略）

個人番号に係る規定一覧

		利用	連携	
			同一機関内	庁外
法定事務	名称	利用	庁内連携（機関内）	情報連携
	根拠法	番号法第9条第1項 別表第1	番号法第9条第2項 法別表第2（※）	番号法第19条第8号 法別表第2（※）
	根拠条例		条例第3条第2項	
独自利用事務	名称	独自利用	庁内連携（機関内）	情報連携
	根拠法	番号法第9条第2項	番号法第9条第2項	番号法第19条第9号 第9条第2項 ※個人情報保護委員会の承認が必要
	根拠条例	条例第3条第1項	条例第3条第3項	条例第3条第1項

※今回の番号法一部改正により、番号法から別表第2が削除され主務省令で規定される。